

## 1.化学物質の特性

化学物質はすべて、固有の性質として有用性ととも有害性も併せ持っています。化学物質は環境中に排出された後、食物、水、空気として人や生物の体内に摂取、吸入されますが、化学物質の濃度がある程度以上になると健康上の悪い影響が出てきます。そのために、有害性の大きい化学物質については環境中の濃度や排出規制等の適切な管理が必要となります。

## 2. 化学物質に関する規制

化学物質は多くの法律、政省令や条令、業界基準等により、総合的に又は個別に、強制的もしくは自主的に管理されています。ここでは、人および動植物へのリスク低減や地球環境対策を目的として幅広い用途において化学物質を管理する、化審法、PRTR法及び毒劇物法について以下に概要を解説し、企業活動への影響を紹介し、日常の業務の中で化学物質の視点から新規物質ではないか、購入先からMSDSを入手しているか、多量に使用または排出している場合に届出の必要がないか、などを特に留意する必要があります。

## 3. 主要関連法規の概要と企業の対応

### (1)化学物質の審査及び規制に関する法律（化審法）：昭和48年10月16日制定

この法律は「難分解性、高蓄積性、人への長期毒性、動植物の生息・生育への毒性のおそれがある化学物質による環境汚染を防止するため新規化学物質の難分解性等を審査する制度を設けるとともに製造、輸入等について必要な規制を行うこと」を目的としています。

一言でいえば、化学物質の有害性の調査や国による監視（リスク評価）等を行うということになります。

本法は、PCBによる環境汚染を契機に1973年に制定され、86年にトリクロロエチレン等による地下水汚染問題を期に改正され、2003年に化学物質管理に関する国際動向及びOECD勧告に基づき動植物への影響も考慮して改正が行われています。

化審法では「化学物質とは元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び毒劇物、覚せい剤等を除く）」と定義しており、第1～2種特定化学物質及び第1～3種監視化学物質に分類されています。

新規化学物質（既存化学物質名簿に記載のないもの等）を製造または輸入しようとする事業者は審査

のための届出の必要があります。但し試験研究は除外されています。

第1種特定化学物質を製造する場合にも製造の許可や届出が必要となります。この場合も試験研究は除外されています。また、第1～3種監視化学物質を製造、輸入したものは届出を行うこと、経済産業大臣は必要な場合、有害性の調査を行い、報告するよう指示できること、が定められています。なお、違反に対しては罰則規定があります。

(2)特定の化学物質の環境への排出量等の把握及び管理の改善等の促進に関する法律（化学物質排出管理促進法、PRTR法）：平成11年7月13日制定

PRTR法は「特定の化合物の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱に関する情報の提供に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防ぐこと」を目的としています。つまり、PRTR法は自主的な化学物質の総合管理を目指し環境リスクを低減しようとするものです。

第1種指定化学物質354物質が届出の対象物質であり、これらを1トン/年以上取扱う事業所は毎年度6月30日までに届出することを義務付けられています。また、いわゆる化学物質等安全データシート（MSDS）は第1種指定化学物質354物質及び第2種指定化学物質81物質、合計で435物質が対象で、譲渡又は提供するときは、MSDSを提供しなければならないと定められています。

(3)毒物及び劇物取締法（毒劇物法）：昭和25年12月28日制定

「この法律は毒物及び劇物について、保険衛生上の見地から取締りを行うことを目的とする」として制定されたものです。「毒物」と「劇物」の区分については急性毒性（経口）を例にとると、半数致死量（LD50）が30mg/kg以下が毒物で、30～300mg/kgが劇物とされており、また、皮膚・粘膜に対する刺激性があるもの、例えば硫酸は、劇物に指定されています。なお、これらは上述のMSDSの対象となっています。

毒劇物は一般化学品、農薬、食品添加物などで原料として多く使用されていますが、製造又は輸入業者には登録が義務付けられ、業務上取扱者は盗難防止に施錠することなどが定められています。また、取扱時の注意、表示、事故時の措置に関して罰則規定が定められていますので注意が必要です。